

託送料金制度（レベニューキャップ制度）における 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて

2026年3月



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

- 
- 1. 託送料金制度（レベニューキャップ制度）の概要**
 2. 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する議論
 3. 第1規制期間における制度措置のとりまとめ
 4. 本件におけるスケジュール

1-1. 日本の電力供給の仕組みと電力システム改革

- 2016年3月までは、旧一般電気事業者（電力10社）が「発電事業」、「送配電事業」、「小売事業」を一貫して担っていた。
- 2016年4月からの「小売の全面自由化」により、消費者は自由に電気を購入する事業者を選択できるようになった。それにあわせ、電気事業の類型が見直され、発電は届出制、小売は登録制として幅広く事業への参入が可能となった。
- 一方、送配電事業は公的インフラとして運営されるため、国の許可制とされ、地域独占が認められる代わりに、引き続き、国が一般送配電事業者に対して託送料金の規制を課すこととされた。

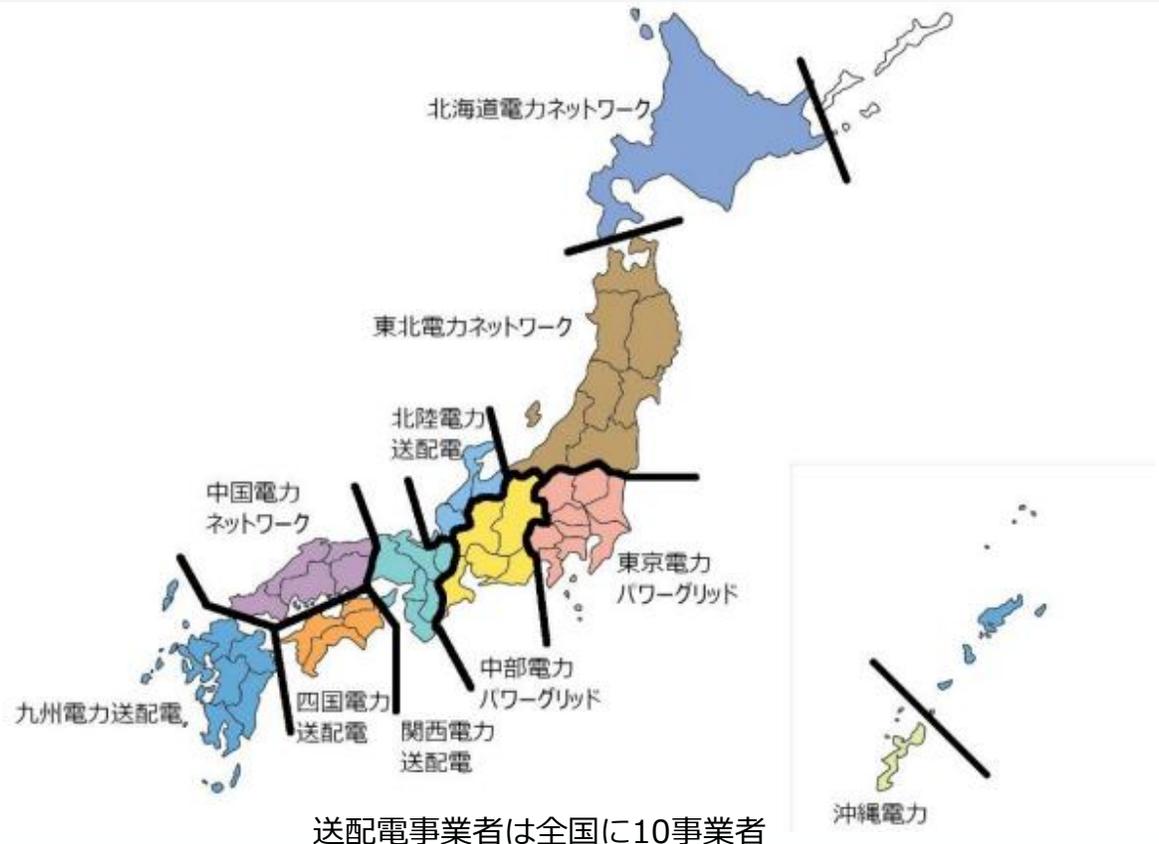
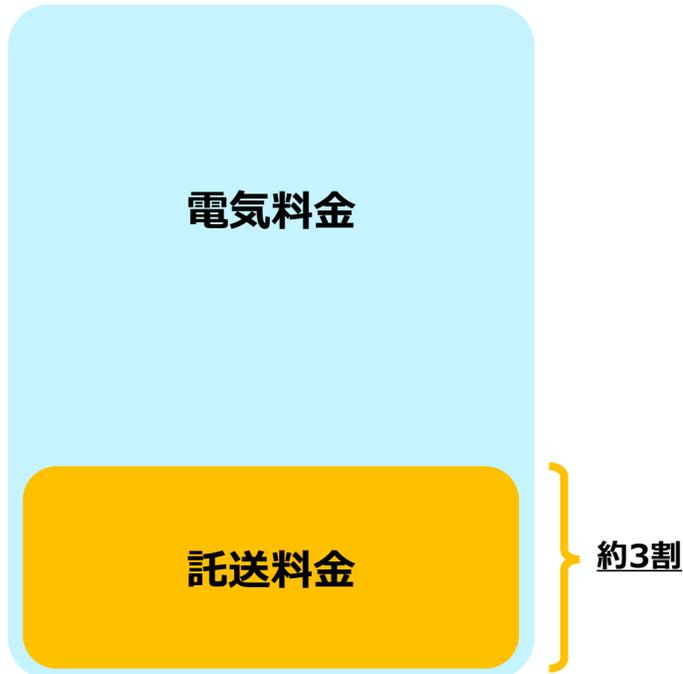


※2020年4月から、**発電、小売事業との兼業禁止（法的分離）**

1 - 2. 電気料金の全体像

- 電気料金は、発電事業における電気を作るための費用（発電設備の資材費や燃料費など）、**送配電事業における電気を送るための費用（送配電網の資材費や運営費など）**、小売事業における電気を売るための費用（人件費など）により構成される。
- うち、**電気を送るための費用を「託送料金」と呼び、一般家庭における電気料金の約3割**を占める。
- 送配電事業者は全国10エリアにそれぞれ1事業者存在し、電力の託送業務を営んでいる。

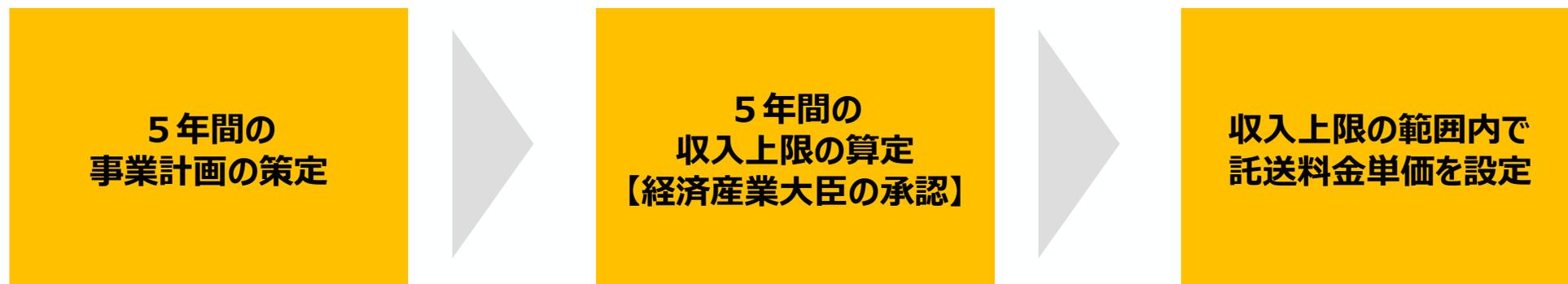
一般家庭における電気料金の内訳



1 - 3. 託送料金制度の概要

- 託送料金については、送配電事業者の投資の予見性確保や、効率化のインセンティブ付与の観点から、2023年度から「レベニューキャップ制度」を導入。
- レベニューキャップ制度では、全国10社の一般送配電事業者が、規制期間（5年間）ごとに、事業計画の実施に必要な費用総額（収入上限：レベニューキャップ）について、電気事業法に基づき、経済産業大臣の承認を受け、その範囲内で各事業者が託送料金単価を設定している。

<レベニューキャップ制度>



1. 託送料金制度（レベニューキャップ制度）の概要
- 2. 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する議論**
3. 第1規制期間における制度措置のとりまとめ
4. 本件におけるスケジュール

2-1. 第1規制期間の制度設計・審査時の議論

- レベニューキャップ制度の第1規制期間（2023～2027年度）の制度設計の検討が行われた2021年時点において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み分の原価算入を認めるかどうかについて議論された（第5回料金制度ワーキング・グループ、2021年9月13日）。
- その際、海外においては物価等上昇が制御不能扱いとなっていることを踏まえれば、原価算入を認めることも考えられるものの、検討当時（2021年）の物価変動は、実態として極めて小幅であること等も踏まえ、**まず第1規制期間においては、原価算入を認めないことと整理するが、今後については引き続き、実績推移等も確認しながら検討を行っていくとされた。**
- 上記の議論を踏まえ、レベニューキャップ制度の中間とりまとめ（同年11月）においても同様の整理とされた。
- その後、第1規制期間の託送料金審査が行われた2022年には、至近の物価変動の情勢変化を受け、第2規制期間に向けて、**第1規制期間の物価等上昇影響等も総合的に勘案した上で、その設定の在り方を検討すべきとの指摘をいただいたところ。**

【参考】 制度設計時の整理（中間とりまとめ）

料金制度専門会合
第70回（2025年10月22日）資料3-2

- 前頁の議論を踏まえ、レベニューキャップ制度の中間とりまとめ（2021年11月）においても同様の整理とされた。

収入上限への算入を認めない費用

託送料金制度（RC制度）中間とりまとめ
詳細参考資料（2021年11月24日）一部加工

- 現行の託送料金制度において原価算入が認められていない以下の費用について、レベニューキャップ制度においても、同様の扱いとすることを基本とする。

①	<ul style="list-style-type: none">● 普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費	収入上限への算入を認めないことを基本とするが、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に算入を認めるとともに、個別査定を行って費用の妥当性を検証する。
②	<ul style="list-style-type: none">● 電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（例：交際費、政治献金、書画骨董等）	収入上限への算入を認めない。 ※また、左記の費用に加え、役員給与については不適切な支出が含まれていないかという観点から、収入上限に算入することの適切性を確認する。
③	<ul style="list-style-type: none">● 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用	
④	<ul style="list-style-type: none">● 制度的に原価等に算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）	
⑤	<ul style="list-style-type: none">● 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）	レベニューキャップ制度において、規制期間として5年間を設定することや、海外においてはエスカレが制御不能扱いとなっていることを踏まえれば、原価算入を認めることも考えられる。ただし、現状におけるエスカレは実態として極めて小幅であること等も踏まえ、まず第1規制期間においては、原価算入を認めないこととするが、今後については、引き続き実績推移等も確認しながら、検討を行っていくこととする。

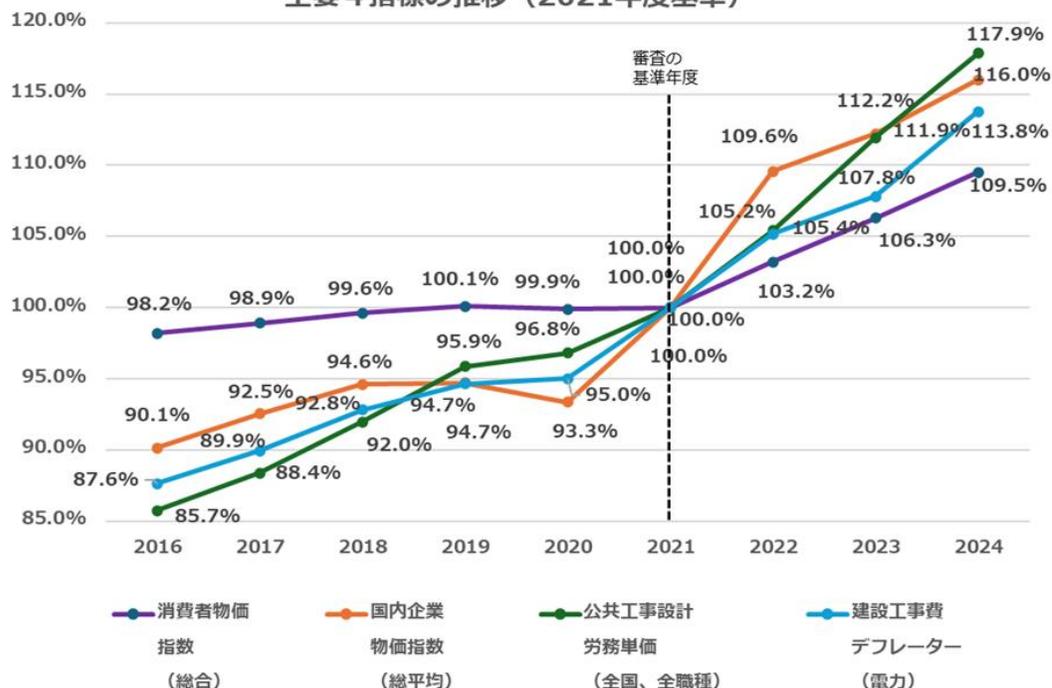
2-2. その後の状況の変化①：物価関連指標及び金利の上昇

- 前頁のとおり、第1規制期間においては物価の変動見込み分の原価算入を認めないことと整理されたが、特に2021年度以降、消費者物価指数等の物価関連指標が顕著に上昇。
- また、金利についても、物価関連指標と同様に2021年度以降、顕著に上昇している。

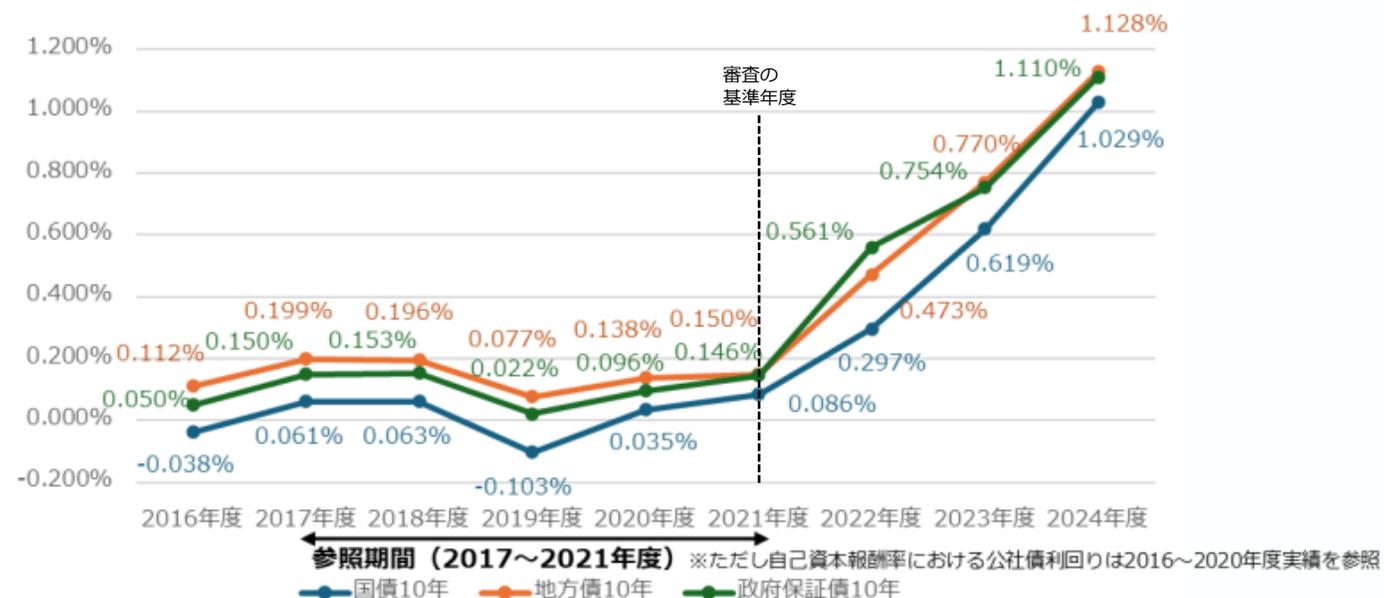
料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3 一部修正

主要4指標の推移（2021年度基準）



国債等金利の推移



2-3. 一般送配電事業者における物価等上昇の影響の顕在化

- 一般送配電事業者は、高度経済成長期に整備した送配電設備の更新や激甚化する自然災害への対応、さらには**脱炭素化社会に向けた再生可能エネルギーの導入拡大等を背景に、送配電ネットワークの強靱化を図る必要がある。**
- そのような中、導入されたレベニューキャップ制度は、一般送配電事業者における**必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図るものである。**一般送配電事業者は電力を安定的に供給するための多額な投資に加え、電気料金の消費者負担を軽減すべく、コスト効率化の取組みについても進めている。
- 一方、前頁のとおり、2021年以降、物価や金利が顕著に上昇しており、その傾向が定着している。このような状況を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の審議会である料金制度専門会合において、一般送配電事業者における物価等上昇の影響等について議論を実施。
- 一般送配電事業者による試算によれば、**物価等上昇の影響額については、2023年度に10社合計957億円、2024年度に10社合計1,749億円**生じていることを確認した。
- このような状態が継続した場合、各一般送配電事業者は、効率化の自助努力だけでは物価等上昇の影響を吸収しきれず、今後、**継続的かつ安定的な事業運営や、委託先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新や、GX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。**

【参考】費用換算後の物価等変動影響額

- 全10事業者の2023年度及び2024年度の費用額は、以下のとおりであり、それぞれ**10社合計で957億円、1,749億円**の物価等上昇の影響が発生していることを確認した。

料金制度専門会合
第70回（2025年10月22日）資料3-1 一部加工

単位：億円

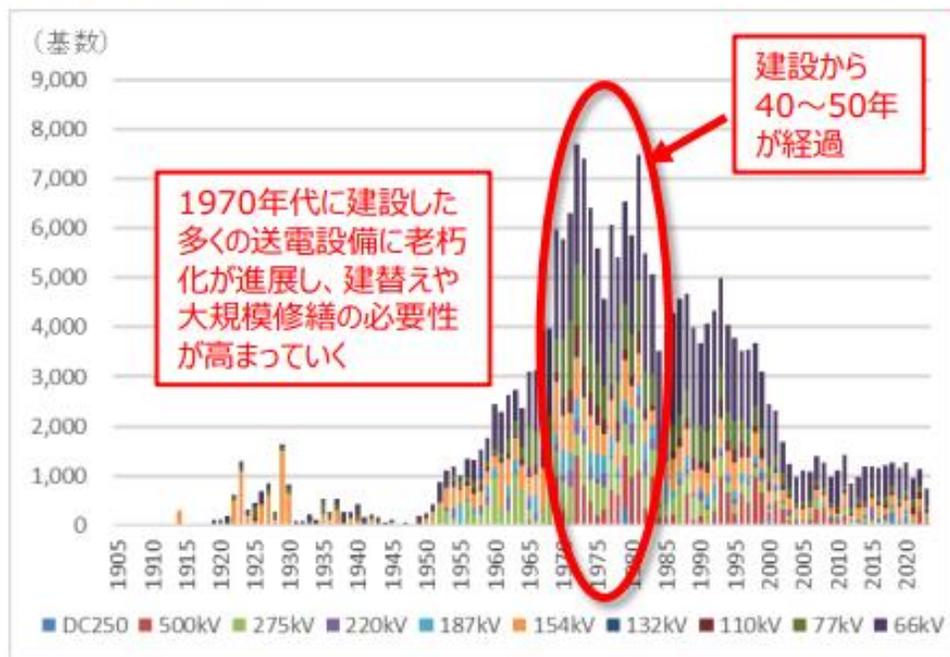
査定区分		2024年度				(参考)2023年度			
		物価等変動影響		算定可能 項目実績 (費用換算後)	影響度 (伸び率)	物価等変動影響		算定可能 項目実績 (費用換算後)	影響度 (伸び率)
		費用換算前	費用換算後			費用換算前	費用換算後		
		c	c'	d'	$c'/(d'-c')$	c	c'	d'	$c'/(d'-c')$
費用	OPEX	413	413	8,882	4.9%	171	171	9,952	1.7%
	CAPEX(委託費・諸費)	18	18	358	5.3%	13	13	401	3.2%
	その他費用	640	640	6,168	11.6%	308	308	5,655	5.8%
	次世代投資費用	7	7	136	5.1%	3	3	77	4.0%
小計		1,077	1,077	15,543	7.4%	495	495	16,085	3.2%
投資	CAPEX	1,646	633	4,295	17.3%	1,012	461	4,099	12.7%
	送電	172	3	72	4.3%	44	1	47	1.6%
	変電	192	4	47	10.4%	96	2	36	6.5%
	配電	1,186	621	4,105	17.8%	802	454	3,952	13.0%
	その他投資	96	5	72	7.3%	70	4	64	6.4%
	次世代投資	38	10	94	11.4%	8	1	125	1.1%
小計		1,684	643	4,390	17.2%	1,012	462	4,225	12.3%
合計※		2,761	1,749	19,932	9.6%	1,514	957	20,310	4.9%

【参考】設備保全の課題

- 送配電設備に関しては、1970年代に多くの設備が建設されているが、当該設備の老朽化の進展により、今後、更新工事や大規模修繕工事の物量の増加が見込まれている。
- また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、電気工事事業者の施工力不足が懸念される。

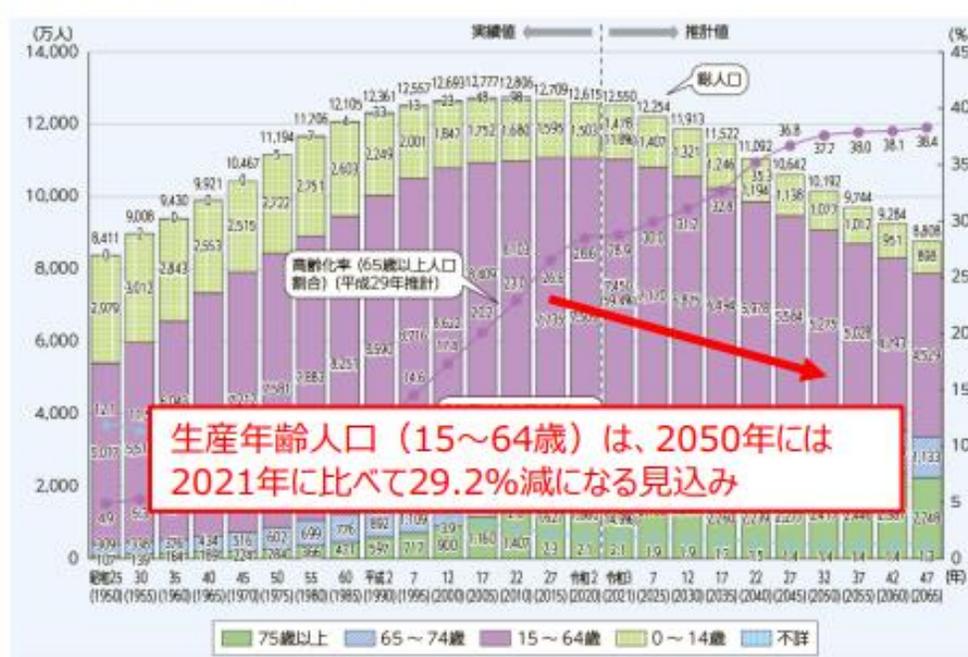
第4回 送配電網投資・運用効率化委員会
(2024年11月13日) 資料3-1

設備の高経年化



全国の送電鉄塔の建設年別の内訳 (2023年度末時点)

生産年齢人口の減少



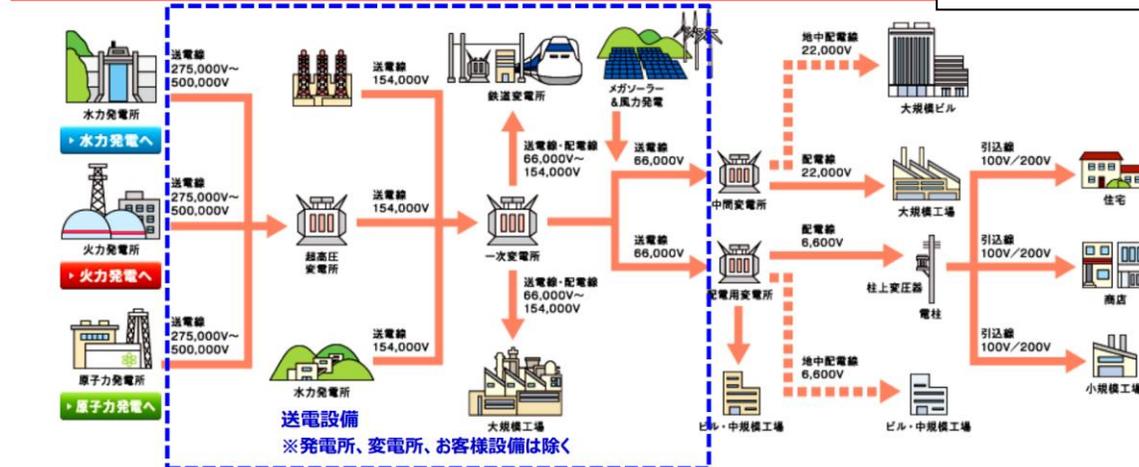
出典：令和4年度高齢社会白書 (内閣府 (2022))

【参考】送電設備の概要

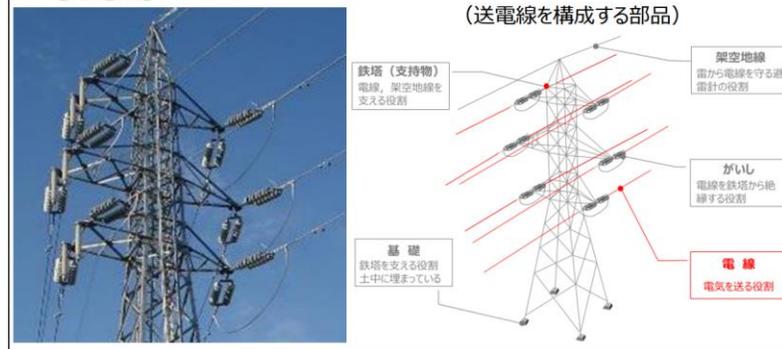
- 送電設備は、発電所で作られた電気を需要家まで送るための設備であり、**鉄塔、電線、碍子**等で構成されている。
- また、送電線路は架空送電線と地中送電線に分類される。架空送電線は大きく分類すると、**電圧により基幹系統（275~500KV）とローカル系統（22~154KV）**に分類される。

(参考) 架空送電設備の概要

第3回送配電効率化・計画進捗確認WG
(2023年12月11日) 資料4-3



【送電線】



【電線構造例】



【参考】送電工事の概要

- 一般送配電事業者は、老朽化した送配電設備の更新を継続的に実施する必要があり、その作業の多くは屋外で行われる。とりわけ、**猛暑・厳寒・降雨・降雪・強風**など、**季節や天候に左右される厳しい環境下での作業となることが多く、現場では高い安全意識と高度な技能が求められる。**

【参考】架空送電線及び地中ケーブル工事の概要

第3回送配電効率化・計画進捗確認WG
(2023年12月11日) 資料4 一部加工

架空送電線路

基礎工事



掘削・配筋・
コンクリート打設・埋戻し等

鉄塔組立工事



重機等による鉄塔組立

架線工事



ドラム場・エンジン場設置
延線・緊線工事等

完成



写真：架空電線路全景

地中送電線路

管路布設工事



掘削・管路布設
埋戻し等

人孔工事



掘削・配筋・コンクリート打設等
(プレハブ式：現場搬出・組み立て)

ケーブル布設工事



ドラム場・エンジン場設置
ケーブル布設・接続工事等

完成



写真：人孔内部（接続部）

【参考】送電工事現場の労働環境改善事例

- 厳しい環境下での作業を緩和するため、一般送配電事業者は**現場宿舍の個室化**や**モノレール通勤**、**昇降アシスト装置**の採用を図るなど、労働環境整備に尽力している。

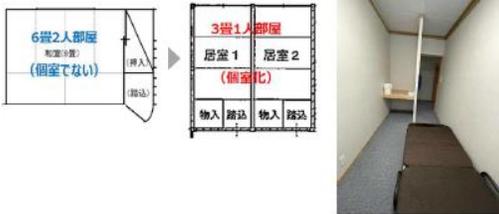
第9回送配電効率化・計画進捗確認WG
(2025年6月16日) 資料3

現場宿舍の個室化・市街地近傍への設置

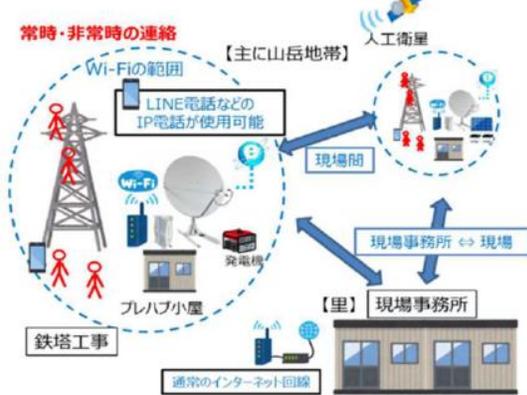
- 作業環境改善における各所から意見に対する具体策

①個室にしてほしい ②コンビニがない、生活に不便・市街地から離れている ③携帯電話が繋がらない

① 宿舍の個室化



③ 作業現場・現場事務所・現場宿舍へのWi-Fiによる通信環境整備



- 現場へタブレットを配布し、映像などリアルタイムで把握
- 現場宿舍にも同様にWi-Fiを設置し、通信手段を確保

② 現場事務所の設置場所



モノレール通勤の採用

- 山岳地の現場通勤における負担箇所に採用し、労働環境改善に加え安全対策へ寄与しています。(要救助者の搬出、通勤災害防止)



モノレール通勤設置状況(宮城丸森幹線№.56～57)

昇降アシスト装置の採用

- 基礎工事における深礎基礎箇所へ採用し、掘削穴への昇降時の移動をアシストし、負荷を軽減しています。



【参考】効率化の具体事例（無人ヘリコプターの導入）

- 主に山岳地の人力運搬適用箇所を対象に、無人ヘリコプターによる運搬を導入することで、運搬コスト低減と労働環境の改善に取り組んだもの。

送配電効率化・計画進捗確認WG 第8回（2025年2月17日）
資料4-5（九州電力送配電 プレゼン資料）

送配電効率化・計画進捗確認WG
第8回（2025年2月17日）資料4-1

4 効率化施策の実現効果

4

- 本施策導入により、**1箇所あたり0.4百万円（投資額ベース）の効率化効果**を見込んでいる。
- 第一規制期間合計では、**145百万円/5年（投資額ベース）の効率化**を見込んでいる。



【参考】現地視察報告①（写真編）

- （左）従来人力運搬していた約30kgの資材等の重量を体感している様子。
- （中央）運搬に使用される小型ヘリコプター。機体の下には運搬する資材が吊るされている。
- （右）鉄塔現場までの山道の様子。人力での移動は片道約30分強かかるが、本施策適用により約4分に時間短縮。

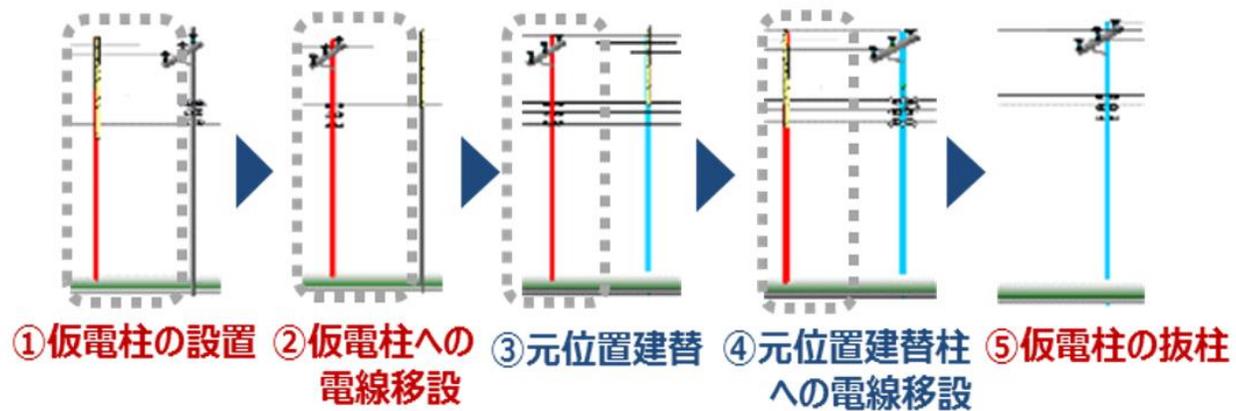


【参考】効率化の具体事例（元位置建替工事）

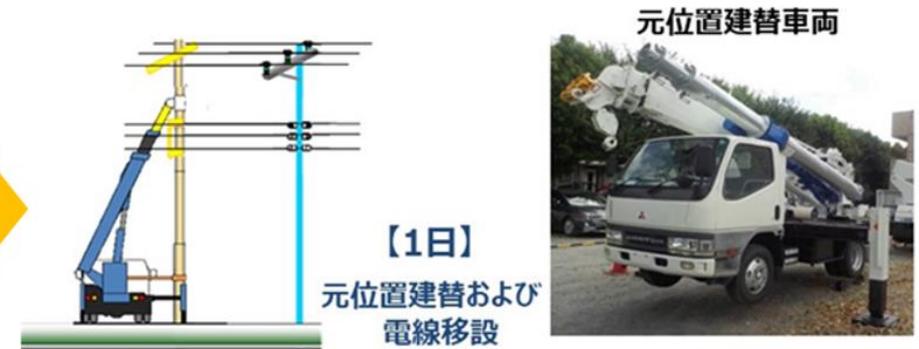
- 工事全体の工法カイゼン検討を行う中で、「仮電柱と車両の一体化を志向 ⇒ 車両重量そのものを支持物に見立てる」という思い切った発想の転換を図り、（鋼管ユニット搭載の）車両開発に着手。
- 車両開発完了後、現場検証を実施し「仮電柱を設置しない建替工事方法を確立」することができたことから、2021年度より元位置建替車両を用いた工事を弊社管内全エリアに展開した事例。

送配電効率化・計画進捗確認WG 第2回（2023年8月2日）
資料5-2（東京電力パワーグリッドプレゼン資料）

従来工法



新規工法



- 仮電柱設置・撤去工事費、材料費の減
- 仮電柱への電線等移設工事費・材料費の減
- 元位置建替車両使用に伴う工事費・材料費の増

効率化額

0.2
百万円/箇所

【参考】デジタル化の取組

- 各一般送配電事業者では、デジタル化による効率化の取組を実施中。例えば、**鉄塔や変電所等の巡視点検におけるドローン活用や、AI自動異常検出技術の導入によって山間部等の巡視点検の効率化を図っている事例がある。**

送配電効率化・計画進捗確認WG 第7回
資料4 (2024年11月25日)



<AIによる自動異常検出技術>

項目	リアルタイム異常検出	事後解析異常検出
概要	タブレットにて点検と同時に異常検知実施	取得画像をサーバーにて事後解析
開発済項目	<p>電線損傷</p>	<p>錆</p>
	<p>がいし欠け</p>	
開発済項目	<p>ダンパ脱落</p>	<p>ボルト脱落</p>
	<p>スペーサ</p>	

(出典) 中部電力パワーグリッドより提供データを基に作成

【参考】一般送配電事業者の効率化施策の確認

- 一般送配電事業者の行っている効率化の取組みについては、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて、2023年5月以降、計9回にわたり確認。
- 具体的には、上記ワーキンググループにおいて、送電、変電、配電ごとに、個別件名の効率化施策の内容や、各事業者の横展開状況等を確認。

送配電効率化・計画進捗確認WG
第9回（2025年6月16日）資料4

【2024年度の採用状況】赤枠・青枠は2023年度の採用状況からの変化※1

①：採用済（自社で同様の取組を実施済の場合を含む） ②：今後採用予定 ③：採用可否を検討中 ④：不採用

事業者	送配電	施策	効率化額 (施策1件あたり/費用ベース)	北海道 NW	東北 NW	東京 PG	中部 PG	北陸 送配電	関西 送配電	中国 NW	四国 送配電	九州 送配電	沖縄 電力	
北海道NW	配電	柱上変圧器取替工事の効率化	8.2万円/箇所		①	①	①	①	④	④	①	④	④	
東北NW	変電	屋外機器配置の縮小化、GISの設計見直し他	6,300万円/当該工事	①		①	①※3	③→②	①	①	①	①	①	
東京PG	送電	送電ルートへの長径間適用による鉄塔基数削減	1,600万円/当該工事	①	①		①	①	①	①	①	①	①	全社採用済
中部PG	配電	新h法による変圧器容量の最適化	5万円/箇所	①	②	②		②	②	②→①	②	③→②	②	
北陸送配電	配電	コンクリート柱の新たな接地工法(No-Dig工法)の導入	4.4万円/箇所	①	③	①	③		③	①	①	③	①	
関西送配電	配電	線路用開閉器の施設基準見直し	0.5百万円/箇所	①	①	①	③	①		①	①	①	②	
中国NW	配電	配電機材リユースセンターの設置による修繕直営化	規制期間計48,700万円	①	①	①	①	①	①		①	①	①	全社採用済
四国送配電	変電	調相設備見直し	4,400万円/※2 当該工事	①	①	①※3	①	①	①	①		①	④	
九州送配電	送電	無人ヘリコプターの導入	4万円/箇所	①	②	③→②	②→①	①	②→①	③→①	②→①		③→②	
沖縄電力	変電	工事に伴う新たな用地取得費用の削減	4,500万円/当該工事	①	①	①※3	①※3	①	①	①	①※3	①		全社採用済

※1 各施策における各社の2023年度採用状況からの変化

【東北NW】北陸送配電：2025年度以降実採用予定。ポリマーがいし採用によるがいし洗浄装置の設置取止めは2025年頃に工事予定の変電所にて採用予定

【中部PG】中国NW：2024年度実採用。九州送配電：2025年度一部試験導入予定

【九州送配電】東京PG：2024～2025年度導入検討、2026年度実採用予定。中部PG：2024年度から同規模の運搬が可能な運搬用ドローンを採用済

関西送配電：2024年度使用可能な工事にて試行、採用済。中国NW：2024年度から山間部の資材運搬において採用済。

四国送配電：2024年度から同規模の運搬が可能な運搬用ドローンを採用済。沖縄電力：2025年度導入に向けての詳細検討、2026年度実採用予定

※2 衣山変電所の調相設備見直し

※3 個別のミクロ的検証施策のプレゼン説明にて施策内容を確認したところ自社採用済の内容であったため、2023年度の採用状況より記載変更しているもの

【参考】送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの委員構成

(座長) (委員) (敬称略)
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(委員) (敬称略)
村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 公認会計士

(専門委員) (敬称略・五十音順)
河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事
新家 法晶 みずほ証券株式会社 エクイティ調査部 シニアアナリスト
華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & シニア・パートナー
平瀬 祐子 関西学院大学工学部 教授

(オブザーバー) (敬称略・五十音順)
甲斐 正彦 東海旅客鉄道株式会社 建設工事事 担当部長
浪越 祐介 消費者庁参事官 (公益通報・協働担当)
松木 隆典 一般社団法人送配電網協議会 工務部長
渡邊 貴紀 電力広域的運営推進機関 系統計画部 マネージャー
小柳 聡志 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課電力産業・市場室長

※ 上記に加えて、一般送配電事業者10社及び電源開発送変電ネットワークがオブザーバーとして参加。

(2025年6月時点)

2-4. その後の状況の変化②：工事施工会社等の賃金上昇の必要性

料金制度専門会合
第70回（2025年10月22日）資料3-2 一部加工

- また、近年では、**中小・小規模事業者の賃金向上が政策アジェンダ**となる中で、**一般送配電事業者は、契約先の工事施工会社等の賃金上昇の必要性**に迫られている。
- **2025年6月に閣議決定された『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版』**においても、**中小企業・小規模事業者の賃金向上推進**を図る上で、**電力の託送料金に関するレベニューキャップ制度**についても、**国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用を適切に変更することが必要**とされている。

令和7年6月13日 閣議決定

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

(中略)

- **電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。**

1. 託送料金制度（レベニューキャップ制度）の概要
2. 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する議論
- 3. 第1規制期間における制度措置のとりまとめ**
4. 本件におけるスケジュール

3 - 1. 当委員会における制度措置の議論状況

- 電力・ガス取引監視等委員会の審議会である料金制度専門会合において、**消費者団体を含めた社会科学、法学、会計学、工学、金融に関する専門知見を有する有識者**により議論を行ってきた。
- 制度検討に際しては、一般送配電事業者による影響額試算の妥当性や、制度設計に関する議論を慎重かつ丁寧に議論を行ってきたところ。

	2024年度						2025年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
審議会等	★第61回 料金会合	影響額の算定方法の統一化・ データ収集の精緻化					★第65回 料金会合	★第66回 料金会合	制度設計の各論検討					★第69回 料金会合	★第70回 料金会合	★第72回 料金会合	★本委員会	
議論内容	◎ FY23 物価等上昇の 影響が顕在化 (各社ごとの独自試算)					◎ FY23 物価等上昇 の影響を再確認 (10社統一の試算)	◎ 物価等上昇の制度措置の 必要性・方向性を整理					◎ FY24 物価等上昇 の影響・金利措置の 必要性を確認	◎ 制度措置の論 点議論①		◎ 制度措置の論 点議論②		◎ 経済産業大臣 への建議	

【参考】料金制度専門会合の委員構成

(座長) (専門委員)

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

(委員) (敬称略・五十音順)

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 公認会計士

(専門委員) (敬称略・五十音順)

大屋敷 知子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
川合 弘造 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事
新家 法晶 みずほ証券株式会社 エクイティ調査部 シニアアナリスト
関口 依里 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士
東條 吉純 立教大学法学部 教授
友岡 史仁 日本大学法学部 教授
華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー
平瀬 祐子 関西学院大学工学部 教授

(オブザーバー) (敬称略・五十音順)

池田 克巳 株式会社エネット 取締役 東日本本部長
皆藤 寛 日本商工会議所 産業政策第二部 課長
岸 敬也 電力広域的運営推進機関 理事
小柳 聡志 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長
近藤 麻子 日本生活協同組合連合会 組織推進本部 本部長
高野 淳一 一般社団法人送配電網協議会 事務局長代理
茶谷 晋太郎 消費者庁参事官 (公益通報・協働担当)

3 - 2. 第1規制期間における制度措置のまとめ 1 / 2

- 2025年12月16日の料金制度専門会合において以下のとりまとめを行い、2026年1月14日に、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、以下の内容について建議を行った。

3. 第1規制期間における制度措置のまとめ

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

- 現行の第1規制期間の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理された。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに事業者は金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- 本日を含むこれまでの会合で御審議いただいた第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうか。

<第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い>

論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は2026・2027年度の2年とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、2026・2027年度の2年を対象に、事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様とする

3-2. 第1規制期間における制度措置のまとめ 2/2

- 物価等上昇の検討を行うに際して、**消費者の負担を最大限抑えるため**、以下の点に留意し議論を行ったところ。
 - 論点①：レベニューキャップ制度は2023～2027年度を第1規制期間としているが、制度措置の対象について、既に経過した年度（2023～2025年度）に遡及適用することなく、一般送配電事業者の経営環境に配慮したうえで、**2026年度、2027年度の2年限定とする**。
 - 論点②：制度措置の対象とする投資量は、安定供給に支障をきたさないことを大前提として、各事業者において見直された計画策定時点からの情勢変化や至近の動向、**最大限の効率化を反映した合理的かつ現実的な投資量とする**。
 - 論点⑥：**可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点**から、費用項目と投資項目に分け、費用項目に「消費者物価指数（総合）」、投資項目に「建設工事費デフレーター（電力）」を適用することで、影響額を精緻化したうえで手当てを実施。

特に、広く国民（需要家）に裨益する**送配電設備の安定的な投資を可能とするためには、実際に工事を行う電気工事事業者の施工力確保が不可欠**であることを踏まえ、投資項目については、電気工事事業の労務費の変動率を織り込んだ「建設工事費デフレーター（電力）」を用いることで、実態に即した手当てとなるよう整理されている。

【参考】論点①：第1規制期間での制度措置の要否、及び対象とする場合の年度

料金制度専門会合
第70回（2025年10月22日）資料3-2

- 送配電網協議会からの説明があったとおり、2023年度・2024年度においても一定の物価等上昇の影響が確認されている。こうした状況が継続した場合、**今後、一般送配電事業者が必要な投資量を確保できなくなる**といった事態や、**工事施工会社等への適切な賃上げが行えず、施工力の維持が困難となる**といった事態が生じかねず、ひいては、**電力の安定供給に支障をきたす**ことも懸念される。
- こうした昨今の状況変化を踏まえ、これまでの会合において、**複数の委員から、第1規制期間を含めて、物価等上昇に関する制度措置を行うことに肯定的な意見があった**ことも踏まえ、**制度措置を行うことを具体的に検討してはどうか。**
- 一方で、**対象とする年度**について、**仮に制度措置の対象を2023年度まで遡るとすると、消費者が負担する託送料金へ与える影響が大きくなる**ことが懸念される。これまでの会合において、委員からも、消費者が物価高の波に直面している中で理解と納得感を伴った対応策にするべきという意見や、既に終了した年度に制度措置を適用することは相対的にハードルが高い遡及適用となるといった意見があった。こうした指摘を踏まえれば、**第1規制期間において対象とする年度については、範囲を限定した慎重な検討が必要**ではないか。
- この点、送配電網協議会からの説明によれば、物価等上昇の影響は第1規制期間の後年度にかけて更に拡大する見通しであり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢とされている。こうした状況も踏まえ、**第1規制期間における対象年度は、2026年度及び2027年度の2年間に限定してはどうか。**

【参考】 論点①：一般送配電事業者における収支影響

- 送配電網協議会によると、物価等変動、支払利息の影響を大きく受けており、最大限の効率化に向けた取り組みを実施しているものの、2026年度以降について極めて厳しい情勢とのこと。

料金制度専門会合 第70回 (2025年10月22日)
資料3-1 (送配電網協議会プレゼン資料)

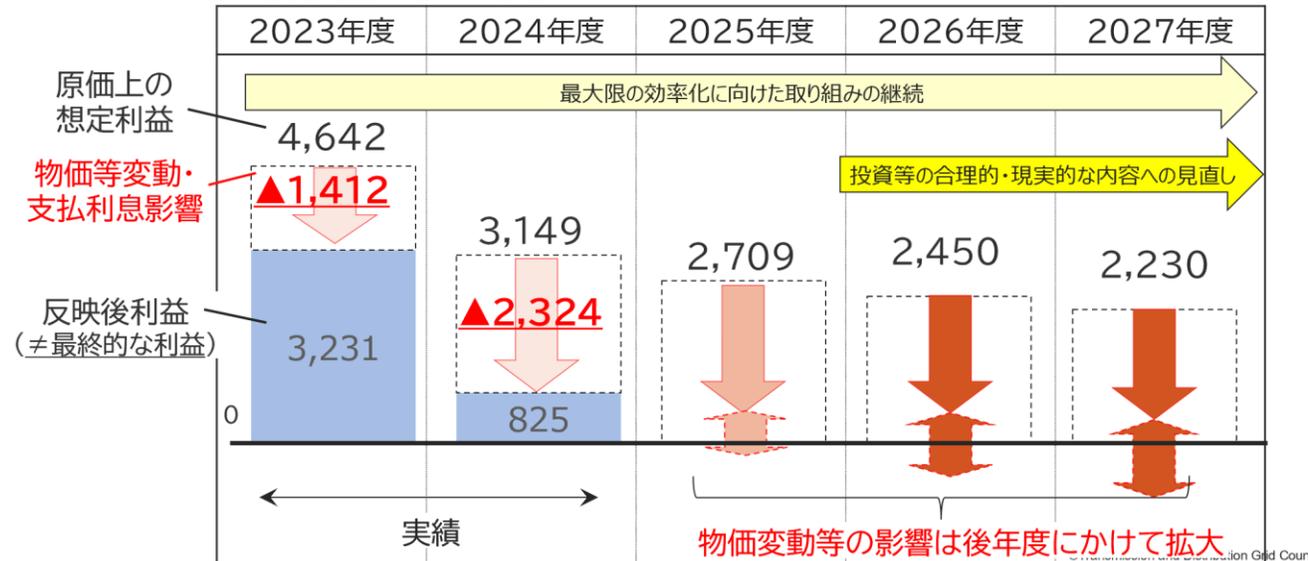
3-2. 物価変動等の与える影響

30

- 2024年度において物価等変動・支払利息(以下、物価変動等)の影響を大きく受けているなか、今後も一定の高騰が継続する場合、その影響は後年度にかけ更に拡大する見通し。
- 最大限の効率化に向けた取り組みの継続に加え、今後、投資等の実施内容について、合理的・現実的なものへ見直しを行うものの、物価変動等の影響の全てを自助努力により吸収することは困難であり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢。

＜物価変動等が想定利益に与える影響(イメージ)＞

〔単位:億円(10社計)〕



【参考】論点②：第1規制期間において制度措置の対象とする投資量

料金制度専門会合
第70回（2025年10月22日）資料3-2

- 前回会合（2025年10月1日）において、送配電網協議会より、**投資量**について、**安定供給に支障をきたさないことを大前提として、計画策定時点からの情勢変化や至近の動向を勘案した合理的かつ現実的な計画の見直しに取り組む**と説明があったところ。第1規制期間の制度措置についても、上記計画の見直しと整合させることが合理的と考えられる。
- **上記を踏まえ、第1規制期間における物価等上昇の制度措置の対象とする投資量**については、**各事業者において見直された上記の投資量（の実績値）**としてはどうか。

今後の対応

第69回料金制度専門会合
資料4-2（2025年10月1日）一部加工

- レベニューキャップ制度の趣旨を踏まえ、各社はこれまで期初計画の完遂を目指し、計画未達の主な要因である用地交渉の継続対応や停電調整の早期調整、工事件名の差替などに最大限取り組んできた。
- 他方で、計画策定時点から一定期間が経過し、住宅着工件数の低下に伴う需要・電源対応工事の減少や、データセンター・半導体工場などの大規模需要の新設等による拡充工事が今後増加する見込みである等、事業環境が大きく変化している状況にある。
- このような状況を踏まえ、安定供給に支障をきたさないことを大前提に、事業者としては拡充・更新工事の至近の動向を勘案した合理的かつ現実的な計画への見直しが必要と考えている。
- また、業界を挙げて更なる効率化の深掘りや施策の横展開により最大限の効率化を図っていくものの、足元の物価等変動影響を全て吸収することは困難であり、第1規制期間におけるエスカレ制度措置のご検討をお願いしたい。
- ついては、次回以降の料金制度専門会合において、2024年度までの物価等上昇の影響や今後の見通しについて説明させていただく。

【参考】論点⑥：適用する客観的な公表指標 – 送配電網協議会による試算 –

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

- 送配電網協議会による試算では、物価等上昇の影響額は、費用換算後において、**2023年度**は957億円（**上昇率4.9%**）、**2024年度**は1,749億円（**上昇率9.6%**（2年分））との報告であった。
- 2024年度の上昇率のうち、**費用項目は7.4%**、**投資項目は17.2%**となっており、主として送配電網の設備拡充、更新工事等に関連する**投資項目は、費用項目に対して上昇率が高くなっている**と考えられる。

査定区分		2024年度				(参考)2023年度			
		物価等変動影響		算定可能 項目実績 (費用換算後)	影響度 (伸び率)	物価等変動影響		算定可能 項目実績 (費用換算後)	影響度 (伸び率)
		費用換算前	費用換算後			費用換算前	費用換算後		
		c	c'	d'	$c'/(d'-c')$	c	c'	d'	$c'/(d'-c')$
費用	OPEX	413	413	8,882	4.9%	171	171	9,952	1.7%
	CAPEX(委託費・諸費)	18	18	358	5.3%	13	13	401	3.2%
	その他費用	640	640	6,168	11.6%	308	308	5,655	5.8%
	次世代投資費用	7	7	136	5.1%	3	3	77	4.0%
小計		1,077	1,077	15,543	7.4%	495	495	16,085	3.2%
投資	CAPEX	1,646	633	4,295	17.3%	1,012	461	※1 4,101	12.7%
	送電	172	3	72	4.3%	44	1	47	1.6%
	変電	192	4	47	10.4%	96	2	※1 37	6.5%
	配電	1,186	621	4,105	17.8%	802	454	3,952	13.0%
	その他投資	96	5	72	7.3%	70	4	※1 65	※1 6.9%
	次世代投資	38	10	94	11.4%	8	1	125	1.1%
小計		1,684	643	4,390	17.2%	※11,019	※1 463	※1 4,226	12.3%
合計※		2,761	1,749	19,932	9.6%	1,514	957	※1 20,311	4.9%

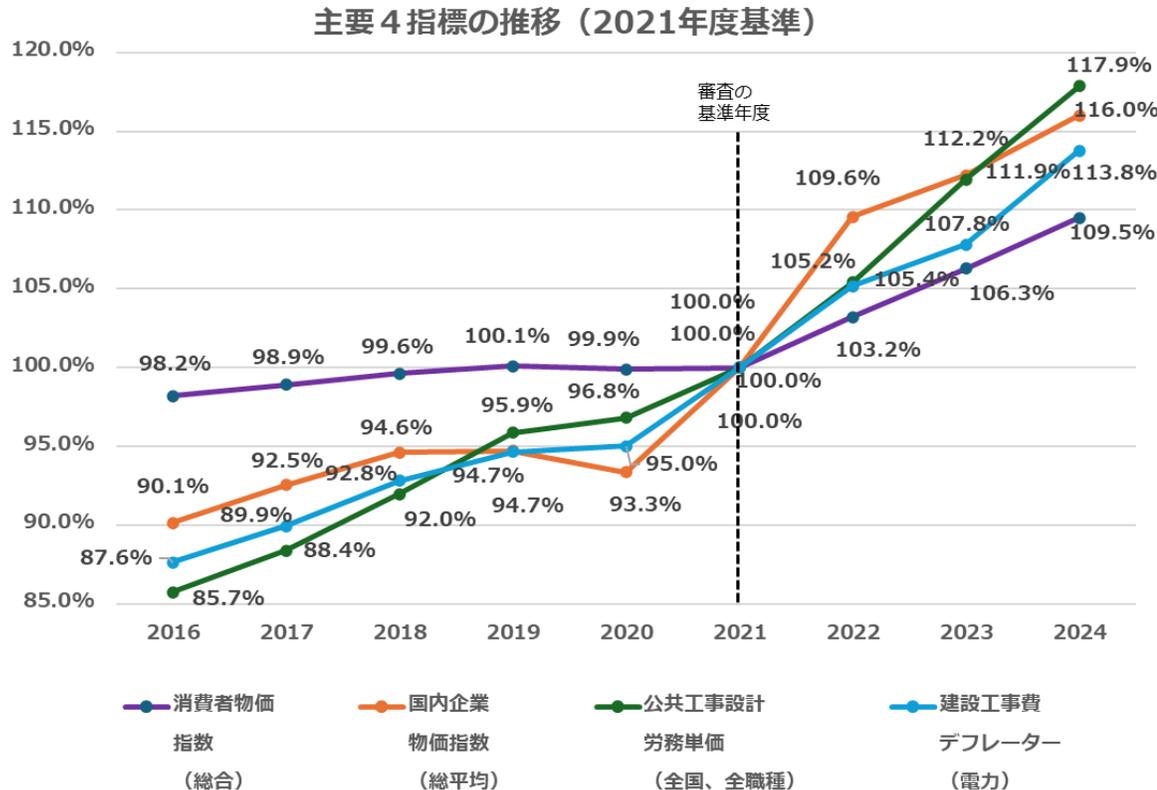
※1 第69回、第71回会合で御報告のとおり、九州送配電の2023年度の投資計画及び費用計画実績値の一部について竣工額の計上に漏れや誤りがあったため、修正したものを反映。

【参考】論点⑥：適用する客観的な公表指標 – 主要指標の推移 –

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

- 第1規制期間の審査の基準年度である2021年度を起点とした主要指標の推移は以下のとおり。
- 消費者物価指数に比べて、労務費や資材費の高騰がより反映されやすいと考えられる、**建設工事費デフレーター**、**国内企業物価指数**、**公共工事設計労務単価**の上昇率は、**高い推移**となっている。

<人件費・物価関連指標の推移①>



<人件費・物価関連指標の推移②>

年度	消費者物価指数 (総合)	建設工事費デフレーター (電力)	国内企業物価指数 (総平均)	公共工事設計労務単価 (全国、全職種)
	総務省	国土交通省	日本銀行	国土交通省
	毎月	毎月	毎月	毎年
2016	98.2%	87.6%	90.1%	85.7%
2017	98.9%	89.9%	92.5%	88.4%
2018	99.6%	92.8%	94.6%	92.0%
2019	100.1%	94.7%	94.7%	95.9%
2020	99.9%	95.0%	93.3%	96.8%
2021	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2022	103.2%	105.2%	109.6%	105.4%
2023	106.3%	107.8%	112.2%	111.9%
2024	109.5%	113.8%	116.0%	117.9%

(出典) 各公表データを基に2021年度=100となるように計算し事務局作成

【参考】論点：⑥適用する客観的な公表指標－適用する指標案－

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

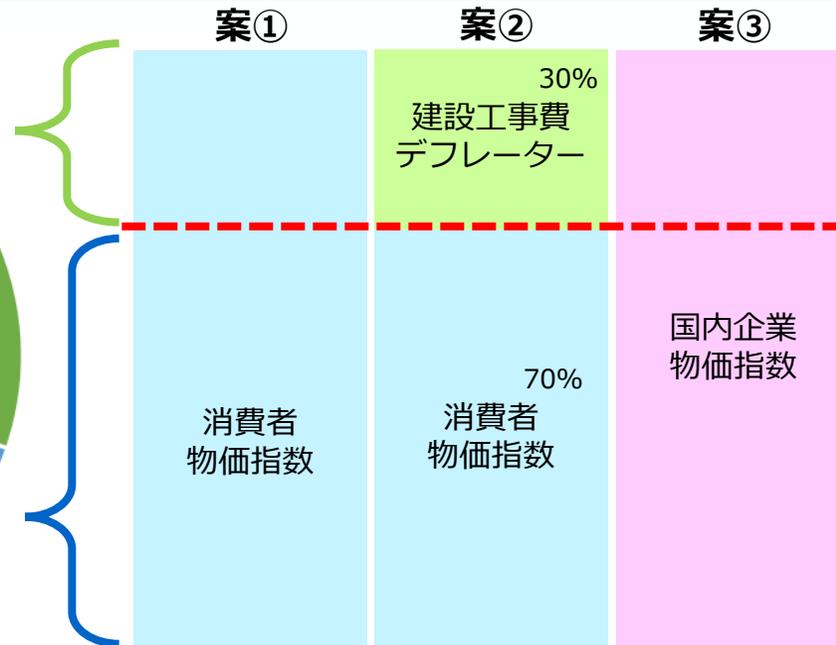
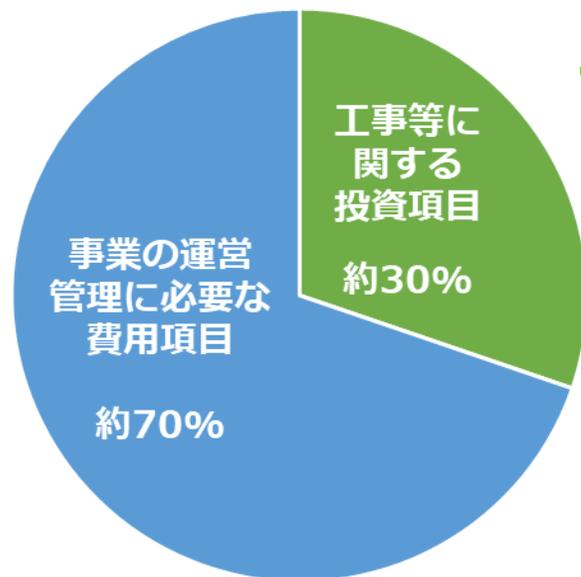
● 前頁までの状況を踏まえ、客観的な指標を用いて物価等上昇を反映する場合、以下のようなパターンが考え得るところ、13頁以降で検討を行った。

- 案①：対象費用の合計額に消費者物価指数（総合）を乗ずる方法
- 案②：費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター※1（電力）を乗ずる方法
- 案③：対象費目の合計額に国内企業物価指数（総平均）を乗ずる方法

※1 建設工事費デフレーターは、労務費や資材費の価格指数をそれぞれの構成比でウエイト付けする形で反映しているもの（次頁参照）。

※2 なお、上記以外にも、例えば、対象費用を労務費割合と資材費割合に分け、それぞれに公共工事設計労務単価や国内企業物価指数を適用する案も理論上考え得るが、**労務費割合や資材費割合について、現状、各事業者において客観的かつ統一的なデータを示すことは困難。**

< 託送料金の内訳※3 >



※3 投資項目・費用項目の割合は、2026～2027年度における10社平均の原価構成割合にて算出
 ・投資項目：CAPEX、次世代投資費用
 ・費用項目：上記以外

【参考】建設工事費デフレーター

- 建設工事費デフレーターとは、**建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、国内の建設工事費全般を対象とし、毎月国土交通省が作成、公表している指標。**
- 建設工事の多くは、現地一品生産という特性のため、一般の製品の物価のように市場価格の動きでは直接的にとらえることができない。そのため、**建設工事費を構成する労務費や個々の資材費の価格指数をそれぞれの構成比（ウエイト）をもって総合する投入コスト型で算出する手法**をとっている。
- この構成比は5年ごとに作成される「建設部門分析用産業連関表」の結果等を用いており、建設工事費デフレーターの基準改定についても、これに合わせ5年ごとに行っている。
- 労務費・個々の資材費等のウエイト
 - 建設工事費デフレーターの労務費・個々の資材費等のウエイトは、平成27年建設部門分析用産業連関表及びその作成基礎資料、建設投資推計等を用いて作成される。
- ウエイトに対応する物価指数等項目
 - 投入コスト型で作成されるデフレーターには132項目。
 - 物価指数としては、労務費は毎月勤労統計調査（厚生労働省）、個々の資材・サービス等は、企業物価指数（日本銀行）、企業向けサービス価格指数（日本銀行）、消費者物価指数（総務省）から適切な物価指数等を採用している。

【参考】論点⑥：適用する客観的な公表指標 – 採用指標の考え方 –

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないかと。

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率 及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用全体に一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.3% ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率は大きな乖離。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が抑えられる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。
案②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用項目は一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指数である建設工事費デフレーター（電力）を適用。 ➢ 他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.8% (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%) ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が一定程度抑えられる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が可能。
案③	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+12.2% ➢ 試算より全体の上昇率が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が大きくなる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が可能。

【参考】他国における物価等変動の取扱い

- 他国では、レベニューキャップ制度において、物価指数を用いて物価等変動を考慮している事例が存在。
- 英国においては、消費者物価指数をベースとしつつ、特定の費目について、他の指数を用いて変動率を補正している。

＜他国のレベニューキャップ制度において、物価等変動に使用される指標＞

国名	使用される指標	出所
英国	➤ 消費者物価指数をベースとしつつ、特定の費目（人件費、資材費等）については、民間部門給与支給額、電気技術者給与や建築資材指数等の指数を用いて変動率を補正している。	➤ 国立統計局 ➤ BEAMA：エネルギーインフラ業界団体 ➤ BCIS：建築資材情報サービス
ドイツ	➤ 消費者物価指数	➤ 国立統計局
ノルウェー	➤ 消費者物価指数	➤ 国立統計局

（出典）調査をもとに事務局作成

【参考】論点③：制度措置の反映方法

- 第1規制期間の制度措置の反映のタイミングについて、本会合での整理を踏まえた省令等の制度改正に一定の期間を要することに加え、事業者側でも投資量見直しの作業に一定の期間を要することを踏まえると、仮に2026年度分からの適用を行う場合でも、**実質的に2026年度期初からの料金反映は困難**。
- このため、反映の方法としては、第1規制期間で対象となる費用額について、**第2規制期間における翌期調整を行うことを基本**としてはどうか。ただし、**物価等上昇を理由とする期中調整を行うことを希望する事業者については、期中調整の申請を可能とする制度**としてはどうか。

※なお、**第1規制期間分の翌期調整のタイミングについては、料金をなるべく速やかに反映する等の観点も踏まえ、2027年度までの実績を踏まえて2029年度から行うのではなく、2026年度の実績及び2027年度の見込み値を踏まえて、2028年度から（第2規制期間の初年度から）反映する方向で整理**することを検討してはどうか。

【参考】論点④：制度措置の対象とする費用項目

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

- 制度措置の対象とする費用項目について、**基本的には、物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべきと考えられる。**
- 一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整対象※¹であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能のため、今回の制度措置については対象外とすることが適当。
- また、廃炉等負担金※²や離島等供給に係る収益※²、離島等供給に係る燃料費※³、除却損※⁴といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当。
- このため、**上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象としてはどうか。**

＜制度措置の対象とする費用項目＞

原価区分	費用項目の例
OPEX	委託費、研究費
CAPEX	減価償却費、取替修繕費
その他費用	修繕費（上記区分費用以外）
次世代投資費用	委託費、修繕費、研究費

＜制度措置の対象外とする費用項目＞

原価区分	費用項目の例
制御不能費用	（既設分）減価償却費、賃借料、公租公課
事後検証費用	託送料、事業者間精算費
事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益

※1 制御不能費用のうち主たる費目である減価償却費は物価等上昇の影響を受けない。事後検証費用、控除収益は物価等上昇の影響を受けるものの、第1規制期間の制度措置にあたっては翌期調整項目であるため対象外と整理

※2 廃炉等負担金、離島等供給に係る収益は市況に連動して増減する性質の費用収益ではないため対象外

※3 離島等供給に係る燃料費については、離島ユニバーサルサービス調整制度によって燃料価格の変動相当分が毎月調整されるため対象外

※4 除却損は既存設備の残存帳簿価額の償却であり、物価等上昇影響を受けないため対象外

【参考】論点⑦：事業報酬の取扱い－第1規制期間における取扱い－

料金制度専門会合
第72回（2025年12月16日）資料3

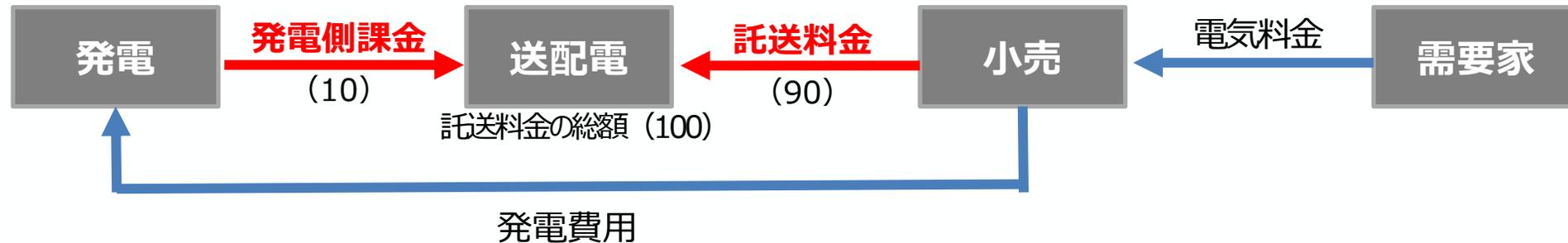
- これまでにいただいた御意見を踏まえ、事業報酬の算定式のうち、「公社債利回り実績率」については市場による客観的な指標であることを踏まえると、**事業報酬についても、以下のように第1規制期間における制度措置を行うこと**としてはどうか。
 - 第1規制期間の制度措置の対象年度については、物価等上昇の制度措置と同様に、**2026～2027年度**とする。
 - 算定方法を維持する観点から、「公社債利回り実績率」について、**対象年度の直近5年間の実績の平均に置き換えて、事業報酬率を算定**する。
 - ※ 例えば2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021～2025年度の公社債利回り実績の平均を採用
 - 今後、各事業者において見直される合理化した投資量（の実績）を反映したレートベースに事業報酬率を乗じた**事業報酬と、承認額の差分について制度措置を行うこと**とする。
 - 料金の反映方法は、**基本的に翌期調整**とするが、事業者による**期中調整の申請を可能**とする。
- なお、第2規制期間に向けては、第1規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても抜本的な見直しを実施することと整理されている。このため、**上記の措置は第1規制期間における時限的な措置とし、第2規制期間に向けては、自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うことが適当と**考えられるのではないかと。

【参考】発電側課金制度との関係について

- 2024年度以降、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とすることを目的に、発電側課金制度が導入されている。
- 今回の制度措置による費用の変動分についても、託送料金として、需要側と発電側に案分される。

＜発電側課金の導入後（イメージ）＞

発電側課金の導入について 中間とりまとめ
概要（2023年4月） 一部加工



※ なお、新規の電力需要に対応して、一般送配電事業者が電力系統に接続するための工事を行う場合、その費用の一部は工事費負担金として特定需要家に請求することになる（特定負担）。特定負担分を除いた不特定多数の需要家にも裨益する設備コストについては需要家が負担することになり、レベニューキャップ制度の対象費用として扱われる（一般負担）。なお、工事費負担金の範囲については託送供給等約款により定められている。

1. 託送料金制度（レベニューキャップ制度）の概要
2. 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する議論
3. 第1規制期間における制度措置のとりまとめ
4. **本件におけるスケジュール**

4-1. 本件におけるスケジュール

- 2025年12月16日の料金制度専門会合において、第1期制期間における物価等の上昇及び事業報酬に関するとりまとめを実施。
- 2026年1月14日に、上記内容について、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、建議を実施。
- その後、2026年2月4日に、資源エネルギー庁における電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループにおいて、建議内容について議論。
- 上記を踏まえ、現在、資源エネルギー庁において関連省令の改正作業を実施中。省令の改正案については、パブリックコメントが実施される予定。
- 本件の託送料金への反映については、原則として、第2規制期間（2028～2032年度）での調整とされているが、第1期制期間中の調整を希望する事業者については、期中調整の申請も可能とされている。今後、一般送配電事業者から上記の申請がある場合については、電力・ガス取引監視等委員会において厳正に審査を行うこととなる。